

## 「山口市犯罪被害者等支援条例（素案）」に対する 意見募集（パブリックコメント）実施要領

本市では、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等支援条例を制定することを検討しています。

この条例の制定にあたり、市民の皆様からのご意見を生かすために、条例の素案に対する意見を募集します。

### 1 意見を募集する案件

山口市犯罪被害者等支援条例（素案）

### 2 意見の募集期間

令和5年6月30日（金）～令和5年7月31日（月）まで（必着）

### 3 資料の閲覧場所

○各総合支所（市政情報コーナー）、各市立図書館、担当課（生活安全課）

○各地域交流センター（阿知須・徳地を除く）及び分館

※原則タブレット端末による閲覧。紙媒体による閲覧を希望される場合は、事前に生活安全課（083-934-2986）へご連絡ください。

○市ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）に資料掲載  
（サイト内検索で「パブリックコメント」で検索）

### 4 ご意見の提出方法

ご意見の提出にあたっては、様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名及び「山口市犯罪被害者等支援条例（素案）に対する意見」と必ず明記してください。

また、本条例素案のどの部分に対するご意見・ご提言なのかの明示をお願いします。

ご意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 来所(山口市亀山町2番1号 山口市役所本庁舎3階 生活安全課)

※午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

(2) 郵送(〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市地域生活部 生活安全課)

(3) FAX (083-934-2644)

(4) Eメール (seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp)

(5) 市ウェブサイト (<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)

なお、電話または来庁による口頭でのご意見の申し出は受付いたしかねます。

また、ご提出いただいたご意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 5 ご意見の取扱い

ご提出いただいたご意見は、十分に検討させていただきます。

ご意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考えとあわせて、意見募集期間終了後に一括して公表いたします（ご意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります）。

なお、分かりにくいものや匿名のご意見、あるいは本案件に関係がないと思われるご意見には、本市の考え方を示さない場合があります。ご意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

## 6 ご意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市地域生活部 生活安全課（山口市役所本庁舎3階）

TEL：083-934-2986 / FAX：083-934-2644

E-mail：seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp